

京都市告示第255号

道路法第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成22年10月20日

京都市長 門川大作

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
山科上花山経 10号線	山科区上花山久保町20番地の3地先内から 同町30番地の4地先まで	告示の日
南第四緯20号 線	南区東九条烏丸町31番地の1地先から 同町56番地地先まで	〃

(建設局土木管理部道路明示課)